

令和4年9月20日  
労働委員会事務局

## 不当労働行為救済申立てに対する命令の発出について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（棄却）を決定し、令和4年9月20日、当事者に命令書（写し）を交付しました。

### 1 事件の概要

#### (1) 当事者

申立人：X組合

被申立人：Y会社

#### (2) 申立日

令和3年6月15日

#### (3) 内容

X組合がY会社に対しB<sub>2</sub>局内に組合事務室を貸与するよう求めたところ、Y会社がこれを拒否したことが不当労働行為に当たるとして、X組合が救済を申し立てた。

#### (4) 争点及び当委員会の判断

##### ア 争点

Y会社が組合事務室の貸与を拒否したことが、労働組合法7条3号の不当労働行為（支配介入）に当たるか。

##### イ 当委員会の判断

当たらない。

### 2 命令の概要

#### (1) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

#### (2) 理由

ア(ア) 組合事務室を貸与するか否かは、原則として使用者の自由に任されているものの、同一企業内に複数の労働組合が併存している場合、使用者が一方の労働組合に組合事務室を貸与し、他方の労働組合には貸与を一切拒否することは、そのことに合理的な理由がない限り、不当労働行為（支配介入）に当たる。

イ(イ) 本件においては、X組合を含めB<sub>2</sub>局で組合事務室を貸与されている労働組合はなく、また、他にX組合が他の労働組合と異なる取扱いを受けていると認めるに足る疎明はない。

イ X組合の各主張（①X組合とC労働組合との組合事務室貸与状況の差異、②組合事務室貸与に関するY会社の検討状況、③組合事務室不貸与による不利益）は、いずれも不当労働行為を基礎付ける事実ではない。

ウ 以上のことから、Y会社が組合事務室の貸与を拒否したことは、不当労働行為に当たらない。